

# 寄付金に対する免税措置

学校法人文理学園に対するご寄付は、税法上の優遇措置（寄付金控除）を受けることができます。

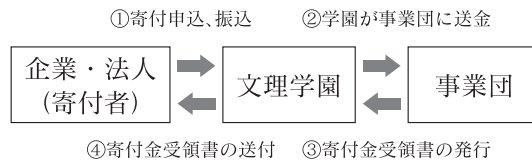
## 2.法人の場合

文理学園への寄付金は、企業等法人様の当該事業年度の損金に算入できます。

### 受配者指定寄付金(全額損金算入可)

#### 特徴

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」）を通じて寄付していただく制度です。決算時に寄付金の全額を損金に算入することができます。



#### 必要書類

##### 事業団からの「寄付金受領書」

※学園が事業団宛に送金した日付（上図②）が、受領日となります。寄付金の受領日が、寄付者である企業等法人の寄付金を支出した日（上図①）の属する事業年度（決算日）を過ぎると、その年度の損金算入が認められなくなります。諸手続きの関係上、寄付申込をいただいてから受領書送付まで2～3ヵ月程度要します。したがって当該事業年度の決算期に損金として処理を予定されている場合は、あらかじめご相談ください。

#### お申し込みの流れ

##### ①寄付申込み、振込

文理学園総務部法人総務担当までお申し出ください。専用の書類一式をお渡しますので、「寄付申込書」に必要事項を記入の上、文理学園総務部法人総務担当までご返送ください。合わせて、ご入金をお願いいたします。

##### ②学園が事業団に送金

本学がご入金を確認後、送付していただいた「寄付申込書」を日本私立学校振興・共済事業団に送付し、あわせて、本学から日本私立学校振興・共済事業団へ送金を行います（所要期間：最長1ヶ月）。

##### ③寄付金受領書の発行

日本私立学校振興・共済事業団での手続きが終わり次第、本学へ「寄付金受領書」が送付されてきます（所要期間：2～3ヶ月）。

##### ④寄付金受領書の送付

本学が受け取った「寄付金受領書」を、法人様に送付いたします（所要期間：1週間程度）。

## お問い合わせ

寄付金に関するお問い合わせ連絡は下記へ。

大分市大字一木1727-162

学校法人 文理学園 総務部法人総務担当

TEL(097)592-1600(代表)

(097)524-2724(直通)

FAX(097)593-3094

# 受配者指定寄付金制度をご利用いただくと、 寄付金は全額損金扱いになります。<sup>\*1</sup> ぜひ、お役立てください。

ご利用にあたっての事務手数料などは一切不要です。

## ▼損金算入限度額の比較

### ■受配者指定寄付金制度

→指定した私立学校へ私学事業団を通じて寄付をする

### □特定公益増進法人に対する寄付金制度<sup>\*2</sup>

→私立学校へ直接寄付

### □私立学校以外の一般の寄付先へ寄付

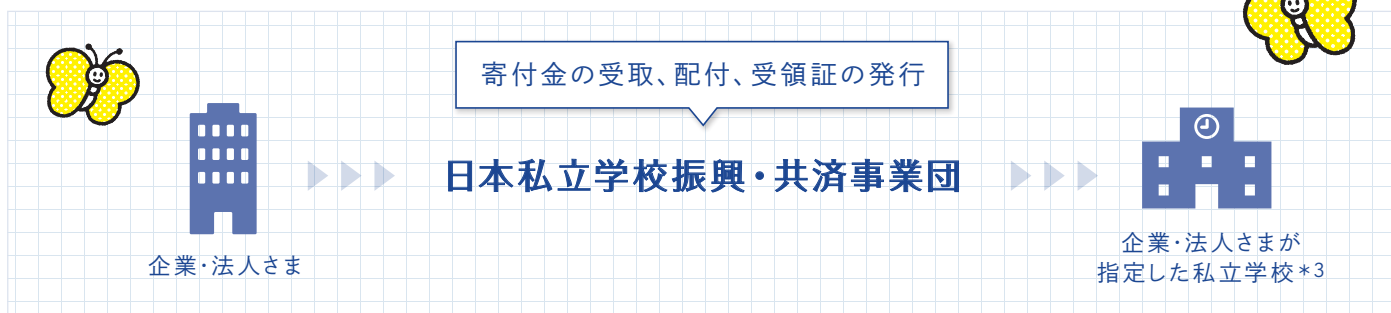
## ▼損金算入限度額

### 全額

(資本金等の額×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2

(資本金等の額×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4

## ■「受配者指定寄付金制度」の寄付金の流れ



\*1.平成27年8月時点の法令等に基づいております。

\*2.学校法人が所轄庁より証明を取得している場合に利用できる制度です。

\*3.受配者指定寄付金制度の対象となる私立学校▶大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校および専修学校(授業時間数が2,000時間以上の高等課程または授業時間数が1700時間以上の専門課程を設置するもの)

日本私立学校振興・共済事業団は、日本全国の私立学校の教育の充実と向上に寄与するためにつくられた公的機関です。

受配者指定寄付金制度に関する詳細はホームページをご覧ください。

私学事業団 寄付

## ▼本制度に関するお問い合わせは

学校法人文理学園 法人本部総務部  
TEL : 097-524-2724  
FAX : 097-593-3094

▼こちらにもお問い合わせいただけます。

日本私立学校振興・共済事業団 助成部寄付金課

☎ 03-3230-7317, 7318

✉ kifukin@shigaku.go.jp

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

http://www.shigaku.go.jp/g\_kihu.htm

 日本私立学校振興・共済事業団